

一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受認可申請書

平成 年 月 日

中国運輸局長 殿

(譲渡人) 申請者氏名又は名称
住所
代表者の氏名

印

(譲受人) 申請者氏名又は名称
住所
代表者の氏名

印

一般貨物自動車運送事業について、貨物自動車運送事業法第30条第1項の規定により下記のとおり譲渡譲受認可申請をします。

記

1. 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

譲渡人 氏名又は名称
住所
代表者の氏名

譲受人 氏名又は名称
住所
代表者の氏名

2. 譲渡し及び譲受けの価格

3. 譲渡し及び譲受けの予定日

4. 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

一般貨物自動車運送事業譲渡譲受 認可申請の添付書類

1. 譲渡譲受契約書の写し
2. 譲渡し及び譲受けの価格の明細書
3. 譲受人が現に一般貨物自動車運送事業を経営していない場合、その譲受人の組織形態に応じた次の書類
 - (1)既存の法人
 - イ. 定款又は寄付行為及び登録事項証明書
 - ロ. 最近の事業年度における貸借対照表
 - ハ. 役員又は社員の名簿及び履歴書（監査役も含む）
 - (2)法人を設立しようとするもの
 - イ. 定款（会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款）又は寄付行為の謄本
 - ロ. 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ハ. 設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
 - (3)個人
 - イ. 資産目録（住所・氏名を入れること）
 - ロ. 戸籍抄本
 - ハ. 履歴書
4. 法第5条（欠格事由）各号のいずれにも該当しない旨を証する書類（役員全員）

その他必要となる書類

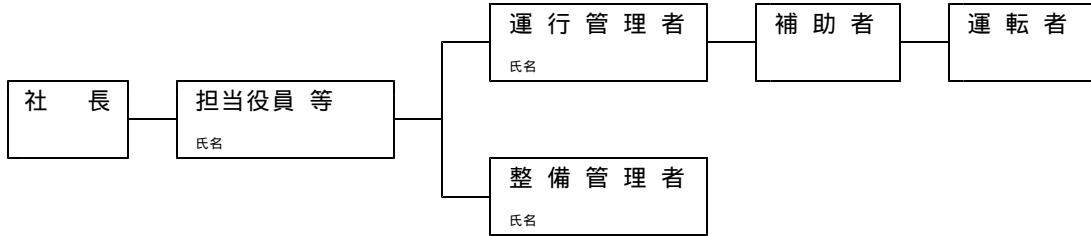
1. 公正取引委員会の届出受理書の写し（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条により事業等の譲受けをしようとする場合に、あらかじめ公正取引委員会に届出が必要な場合）
 2. 事業計画の新旧対照表（事業計画に変更がある場合）
 3. 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類
 4. 施設の使用権原を証する書面
 - イ. 自己所有・・・不動産登記簿謄本又は固定資産課税台帳登録事項証明書等
 - ロ. 借入・・・賃貸借契約書（写）・使用承諾書等（写）
（事業用として使用可能であること又、車庫については面積と地目も記入下さい。）
 - ハ. 計画する事業用自動車の使用権原を証する書面
 - 車両購入・・・売買契約書（写）又は売渡承諾書（写）等
 - リース・・・自動車リース契約書（写）等
 - 自己所有・・・自動車検査証（写）
 5. 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類（施設に変更がある場合）
 - (1)施設の案内図、見取図、平面(求積)図面、写真
（写真は営業所・休憩室の外観及び内部・車庫の全体図及び出入り口と前面道路の様子）
 - (2)車庫前面道路の道路幅員証明書（前面道路が国道の場合は不要）
（車両制限令より幅員が不足している場合は道路管理者から通行可能であることの意見を付して下さい。
意見についての質問は直接、中国運輸局自動車交通部貨物課082-228-3438までお問い合わせ下さい。）
 6. 施設が都市計画法等関係法令に抵触しないことの宣誓書
 7. 運行管理者資格者証（写）及び就任承諾書
 8. 整備管理者の資格を証する書面（写）及び就任承諾書
 9. 貨物自動車利用運送を新たに行う場合、利用運送に係る事業計画新旧対照表（別紙）
 10. 譲受人が利用運送事業者（自動車）である場合、譲受人の利用運送廃止に係る宣誓書
- 注) 審査にあたっては、許可事案の処理方針（平成15年2月28日付け中国運輸局公示第183号）が準用となりますので、必要に応じて追加書類を求めることがあります。

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画 確保人員 _____ 名
 確保予定人員 _____ 名

2. 適切な運行管理者及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統

確保済
 選任予定



3. 労働省の2・9告示及び3・1通達に適合する勤務割及び乗務割の計画

(自社の時間を記入して下さい。)

| 拘束時間 | | 運転時間 | | 休息時間 | |
|------|----|----------|----|---------|----|
| 1ヶ月 | 時間 | 2日平均1日当り | 時間 | 勤務と勤務の間 | 時間 |
| 1日 | 時間 | 2週平均1週当り | 時間 | | |
| | | 連続運転 | 時間 | | |

4. 点呼等が確実に実施できる体制

| 点呼場所 | 点呼実施者 | 日常点検の実施場所 | 日常点検の実施者 | 営業所と車庫間の連絡方法 |
|------|-------|-----------|----------|--------------|
| | | | | |

5. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育及び事故処理の体制

- (1) 事故防止に関する指導教育方法及び計画

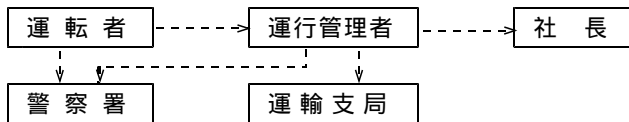
研修・講習会等の開催予定 年間 _____ 回

- (2) 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

研修・講習会等の開催予定 年間 _____ 回

積載量確認方法 計量器による 運送依頼票による

- (3) 事故処理連絡体制



6. 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名 _____

苦情処理担当者 氏名 _____

適用する運送約款

運輸省告示第575号(平成2年11月22日)による標準貨物自動車運送約款を適用する。

運輸省告示第577号(平成2年11月22日)による標準引越運送約款を適用する。

国土交通省告示第1047号(平成18年8月31日)による標準霊きゅう運送約款を適用する。

上記以外の運送約款を設定する。

中国運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印

中国運輸局長 殿

宣 誓 書

私は、貨物自動車運送事業法第5条各号には該当しないことを宣誓いたします。
もし、この宣誓が事実と相違した場合は、如何なる処分を受けても異議申し立て
はいたしません。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

(生年月日) 年 月 日

備考：氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

平成 年 月 日

中国運輸局長 殿

(住所)

(氏名)

印

就 任 承 諾 書

私は、 _____ が一般貨物自動車運送事業
の譲渡譲受を認可された場合、運行管理者に就任することを承諾し
ています。

備考：氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

平成 年 月 日

中国運輸局長 殿

(住所)

(氏名)

⑩

就 任 承 諾 書

私は、 _____ が一般貨物自動車運送事業
の譲渡譲受を認可された場合、整備管理者に就任することを承諾し
ています。

備考：氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一種貨物利用運送事業の廃止に係る宣誓書

平成 年 月 日

中国運輸局長 殿

申請者氏名又は名称

住所

代表者の氏名

印

貨物自動車運送事業の譲渡譲受認可申請にあたり、譲渡譲受認可後は第一種貨物利用運送事業について、廃止届出を提出することを宣誓いたします。

貨物自動車運送事業者が行う 利用運送事業の添付書類

1. 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類

(ただし、貨物自動車運送事業と同位置施設で有れば添付の必要はありません。)

イ. 施設の案内図、見取図、平面(求積)図面、写真 -----

ロ. 施設が都市計画法等関係法令に抵触しないことの宣誓書 -----

ハ. 施設の使用権原を証する書面

自己所有・・・不動産登記簿謄本等 -----

借入・・・賃貸借契約書等 -----

2. 利用する事業者との運送に関する契約書の写し -----

3. 貨物の保管施設を必要とする場合

保管施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類 -----